

独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成実施要領

(平成 26 年 1 月 27 日平成 25 年度要領第 7 号)

改正 平成 26 年 6 月 30 日平成 26 年度要領第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金東京オリンピック・パラリンピック競技大会等開催助成実施要綱(平成 25 年度要綱第 18 号。以下「交付要綱」という。)第 3 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ振興くじ助成金(以下「助成金」という。)の交付に関し必要な事項を定める。

(東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成)

第 2 条 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催助成については、交付要綱別記 1 に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催準備事業

ア 助成対象経費は、開催決定年次以降における開催準備のために要する基幹的な経費とする。

イ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(2) 組織体制強化事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(3) 国際広報活動事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額に 5 分の 4 を乗じて得た額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(4) ドーピング防止活動推進強化事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(ラグビーワールドカップ 2019 開催助成)

第3条 ラグビーワールドカップ2019開催助成については、交付要綱別記2に定めるもののほか、次の各号に掲げるところによるものとする。

(1) ラグビーワールドカップ2019開催事業

ア 助成対象経費は、開催年度における競技大会の開催に要する経費とする。

イ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(2) ラグビーワールドカップ2019開催準備事業

ア 助成対象経費は、開催決定年次以降における開催準備のために要する基幹的な経費とする。

イ 助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(3) 組織体制強化事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(4) ドーピング防止活動推進強化事業

助成金の確定額は、配分された助成金の額と助成対象経費の支出額(千円未満切捨て)のいずれか低い額とする。ただし、確定しようとする助成金の額を含めた助成事業の収入総額が支出総額を上回る場合は、確定しようとする助成金の額から上回った額(千円未満切上げ)を減じた額とする。

(その他)

第4条 助成金の交付に関し必要な事項は、独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金交付実施要領(平成15年度要領第16号)の規定に準じる。

**附 則**

この要領は、平成26年1月27日から施行する。

**附 則(平成26年6月30日平成26年度要領第1号)**

この要領は、平成26年6月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。